

「ICT アクセシビリティ確保部会」開催要綱

1 目的

「ICT アクセシビリティ確保部会」（以下「本部会」という。）は、「デジタル活用共生社会実現会議」の下に設置される部会として、障害者等を念頭に、日常生活等に資するIoT・AI等を活用した先端技術等の開発・実証の検討、情報アクセシビリティ確保等のための環境整備の検討を行うことを目的としている。

2 名称

本部会は、「ICT アクセシビリティ確保部会」と称する。

3 検討事項

- (1) 企画開発から普及までのシーズ・ニーズをマッチングさせる、障害当事者等参加型のICT製品・サービス開発の仕組みの構築
- (2) 障害当事者等参加型により開発されたICT製品・サービスの認定制度の導入、標準化、国際展開の支援
- (3) 上記(1)(2)に関連し、関連業界等で構成されるコンソーシアムの設立
- (4) 情報、IoT・AI関連機器やサービスに対するアクセシビリティの確保
- (5) 障害者等の快適な移動を補助する空間情報のICTによる一元化等のオープンデータ・情報共有の促進
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 本部会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本部会には、部会長及び部会長が指名する部会長代理を置く。
- (3) 部会長は、本部会を招集し、運営する。また、部会長代理は、部会長を補佐し、部会長不在のときは、部会長に代わって本部会を招集し、運営する。
- (4) 部会長は、必要に応じ、本部会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (5) 部会長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 部会長は、必要に応じ、本部会の下にワーキンググループを設置することができる。**
- (7) ワーキンググループの検討のとりまとめは、必要に応じ、部会長の同意を得て、本部会の検討のとりまとめとすることができる。**
- (8) その他、本部会の運営に必要な事項は、部会長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本部会は、原則として公開とする。ただし、部会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本部会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は部会長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本会議の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室及び厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課が関係課室の協力を得て行う。